

## 平成 19 年度第 11 回大磯町教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成 20 年 2 月 20 日 (水)  
開会時間 午前 9 時 30 分  
閉会時間 午前 11 時 14 分
2. 場 所 大磯町役場 4 階第 1 会議室
3. 出席者 石 塚 洋 委員長  
清 田 義 弘 委員長職務代理者  
澤 愛 子 委員  
原 田 義 彦 委員  
福 島 睦 恵 教育長  
二挺木 洋 二 教育次長  
簗 島 信 雄 学校教育課長  
竹 内 浩 教育指導担当主幹  
福 島 伸 芳 生涯学習課長兼郷土資料館長  
戸 村 豊 茂 図書館長  
長 岡 克 昌 学校教育課副主幹
4. 傍聴者 3 名

### (開 会)

出席委員が 5 名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第 14 条及び第 19 条の規定により傍聴を許可。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

### (前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

### 教育長報告

教育長) 私からは、1 月定例会が開催されました平成 20 年 1 月 23 日からの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。

1 月 23 日、定例会終了後、午後から国府小・中学校生沢分校を学校訪問いたしました。同日、保健センターにおきまして、湘南国際マラソン救命・救護活動、参加者送迎協議会が開催されました。

1 月 24 日、議会の福祉文教常任委員会視察研修に随行し、渋谷区立西原小学校へ「放課後こども教室」について視察をしてまいりました。視察内容につきましては、後ほど事務局より報告いたします。

1月28日、湘南国際マラソン実行委員会が開催されました。また文化スポーツ表彰選考委員会を開催いたしました。

2月5日、郷土資料館におきまして郷土資料館運営委員会を開催し、平成19年度の事業執行、平成20年度の事業計画について審議いたしました。

2月6日、社会教育委員会議を開催し、来年度、大磯町が当番となる県社会教育委員連絡協議会地区研究会について協議いたしました。

2月9日、保健センターにおいて事業仕分けを行い、教育委員会関係では学校教育課から学校給食事業、幼稚園運営事業を生涯学習課からは文化祭事業と一周駅伝大会事業の4事業が対象となり、結果につきましては、後程事務連絡調整で報告させていただきます。

2月10日、かながわ駅伝大会が行われる予定でありましたが、前日の降雪のため中止となりました。

2月10日から4月6日まで郷土資料館におきまして企画展「雛の競艶」と題しました雛人形展を開催しております。

2月12日、県・市町村教育長会議が開催され、平成20年度の県教育予算等の説明を受けました。また教育三法の改正に伴う市町村教委の対応について情報交換を行いました。

2月15日、国府小学校におきまして、教育研究所と大磯町立学校PTA連絡協議会との共催による年度末講演会が開催されました。

なお、幼稚園、小中学校の卒園式、卒業式の日程ですが、大磯、国府中学校が3月11日、国府小、中学校生沢分校が3月14日、各幼稚園が3月18日、大磯、国府小学校が3月19日となります。諸行事の報告につきましては、以上でございます。

### 議案第13号 平成19年度3月補正予算における教育委員会予算要求について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 「平成19年度3月補正予算における教育委員会予算要求について」補足説明をさせていただきます。別紙をご覧ください。歳入でございます。

まず1行目の、予算科目(目)教育費国庫補助金、(細節)地震補強等補助金ですが、大磯中学校体育館耐震改修工事に対する国庫補助金で、国庫補助の額の決定がありましたので、補助金を増とするものです。

次に、同じく(目)教育費国庫補助金で、(細節)就園補助金です。これは下の段歳出の一番下、幼稚園費の「私立幼稚園就園補助事業」に対します国庫補助金です。私立幼稚園就園補助事業につきましては、平成18年より、段階的に保護者に援助する補助金額を増とする制度改正がありまして、新制度に対応した予算を組みましたが、申請者の中で、第2子を対象とする保護者の申請が予想より少なく、歳出額が見込みより少なくなりました。従って、これに対する国庫補助金を減とさせていただくものです。

歳出に移りますが、中学校費の学校管理費、大磯中学校体育館耐震改修事

業の工事請負費ですが、入札の執行による工事請負費の残額を減とさせていただくものです。

次に、中学校費の教育振興費、教育振興推進事業の中学校部活動補助金です。これは、記載されていますとおり3つの部活動が、全国大会あるいは関東大会に出場するので、補助金の増をさせていただくものです。

3番目の幼稚園費、幼稚園施設・設備維持事業については、月京幼稚園が新年度クラス増となりますので、今まで学童保育が使っていた部屋を、幼稚園保育室に使えるようにするために、最小限の修繕を行おうとするものです。

最後の私立幼稚園就園補助事業は先ほど申し上げたとおりです。

(質疑応答)

清田委員) 先程の説明で、大磯中学校体育館の耐震改修工事の国庫補助金が交付の増で増えております。また、工事費は入札でかなり減ったということで、この余ったお金は教育のために使わせていただけるのかどうか伺います。

学校教育課長) 執行残につきましては、一部について昨年お話ししましたように屋根の塗装を執行残を使って契約変更させていただきました。それはもう使いましたので、それ以外に執行残がございますが、今年度は執行残ということで減額し、新年度に移りまして、それを直接財源とするわけではありませんが、体育館に必要な備品等の購入に当てていただくように要求していくということでございます。

澤委員) 幼稚園の国庫補助金の就園補助金についてなのですが、これは先程の説明では当初予定していたよりも園児の数が減ったから金額が減ったものではなく、園児数は予測とあまり変わらないけれど、補助金の申請者が少なかったために減額になるということなのでしょうか。

学校教育課長) 全体の園児数は、それ程変わりがございませんが、制度改正で所得階層の区分が変わったことと、対象園児が1人目であるとか、兄弟の2人目であるとかによっても、その補助金額が変わってくるような制度になりました。

予想では第2子とか第3子は補助金額が割り増しされるわけですが、その辺の対象園児がいて補助申請があるものであると人数予測しましたが、実際の申請ですとその辺の第2子・第3子を対象とする申請が少なかったので、補助金額が総体的に低くなる方が多かったということでございます。そういう面で予算に残が生じたというものでございます。

委員長) 私立幼稚園の補助金の話で、第2子の方が多いというような話なのですが、今のルールですと標準だと第1子がいくらで、第2子がいくらなのか。それも含めてお答えをお願いします。

教育次長) 所得については4段階に分かれておりまして、生活保護世帯と町民税所得割の非課税世帯、これは収入で言いますと290万円以下です。それと町民税所得割が34,500円以下、これは収入で言いますと360万円以下です。町民税の所得割が18万5千円以下、これは収入で680万円以下でして、これが所得の方に階層で分かれております。

それと子ども1人ですと1人だけでいいのですが、所得だけで4階層ありまして、あと兄弟がいるか、その兄弟が同じ幼稚園にいるか、小学校にいるかということで、それがまた5段階に分かれております。自分1人の場合ですと、一番高い非課税生活保護世帯ですと、141,900円という額になりますが、一番低い収入が680万円以下、町民税所得割18万3千円以下の世帯ですと、57,500円というようなことになっております。それが19年度から新しい制度になりまして、小学校1・2年が兄弟で入っていた場合、非課税世帯ですと157,000円。一番高い所得の階層で81,000円ということです。ここで全部を説明するのは難しいのですが、所得の4段階、それと自分1人、また兄弟が幼稚園にいる・いない、それが2人・3人、それと小学校の1・2年にいる・いないというような複雑な所得階層になっておりまして、先程学校教育課長から所得階層の話もありましたが、全体的な対象で私立に104人が入園されております。所得の関係で対象になっていきますのが、62人ということで、4割程度の方が所得が高くてこの制度に該当しなかった方も見込みの中に含まれているという状況でございます。

澤委員) そうしますと、制度の対象にあたらなかった、或いは自主的に制度を利用しないで幼稚園にいかれている方の数が予想よりも多かったということですか。この制度が必要ない方と、利用できない方などがいるということなのでしょうか。

教育次長) この制度は保護者が申請というよりも、幼稚園が申請してきまして、補助の決定により幼稚園の方が保育料を減免していくという制度になっておりますので、申請をしないということはないと思います。それともう一つ、当初は対象者82人を見込んでおりましたが、実際は62人ということで、その申請者全体でも20人位見込みが多かったということと、その中で所得階層の見込みも高い方を見込んでいたので、300万円位の見込み違いが出たということでございます。

委員長) 先程の説明で、第2子の方が減ったので、この補助金も減りましたという説明だったのですが、第2子というのは色々なケースがあると思うのですが、上の兄弟が小学生になっている可能性もあるし、年長組と年少組のケースもあるでしょう。第2子の子どもが私立に行くだろうと思っていたのが、町立に入ってきたというケースはないのですか。

教育次長) 兄弟別々というのではないかと思います。在園の園児の方は分かると思いますが、私立に初めて入る子の所得階層がどれ位かとか、兄弟がいるかどうかとかは中々掴みにくいもので、予算も足らなくなつては困りますので、高い方もある程度多く見込んで、見積もっているところでございます。

原田委員) 月京幼稚園の保育室の国府学童が使用していた部屋を改修することについてなのですが、国府学童に対しての運営は国府学童会なのでしょうか、それとも福祉の方がされているのでしょうか。なぜこのようなことをお聞きするかと言うと、幼稚園としては貸していた施設だったので、この現状復帰に伴う費用というのは本当ならば使っていた方が負担するのです。なぜ教育委員会が改修の予算を使ってやらなければいけないのか、その辺り

をお聞きしたい。

教育次長) まず学童の担当課ということで、町民福祉部の子育て介護課でございます。学童保育事業というのは、児童福祉法が変わって町の事業として国府学童会に委託しているという意味合いになっております。補正予算の財政課との協議の時にも、委員のおっしゃったような話も出ましたが、教育施設を改修するので、その分野の予算は教育費だろうということで、福祉が出しても懐は同じで、教育財産の改修だから教育費だろうということでした。学童の方に払ってもらうことはできないのかという話もありましたが、町の委託事業として町が責任を持って施設を整備して委託に出しているということなので、町の方の分野でやるのではないかとということで教育委員会の方が教育施設を改修するというので今回予算を計上させて頂いております。

原田委員) 通常の場合こういった拝借したり、賃借したりする場合は、賃借者が元に戻す。ここは幼稚園の保育室なのでですから保育できる状態にして返還するというのが、社会通念上の一般的なものなのです。いずれにしても町の事業ですからどちらが持つのかというのは、どちらでもいいのですが、教育費であるとか、色々な科目ある中では、本来は費用負担部門が違うと思います。

委員長) いずれにしても、学童の件は今年度の執行予算として上げられていたわけです。この修繕費というのは、その予算に対して不足が生じてしまった金額が補正されると解釈していいのですね。

教育次長) 学童のクラスが多くなったということで、新たに国府小学校に新たな施設を作るということが当初から想定されていましたが、月京幼稚園の来年度の入園児がどれ位になるかという推計が出ておりませんでしたので、もし1クラスでよかったら直す必要がないということで判断しておりましたので、それが月京幼稚園の方も来年度は2クラスになることになって、全体で6クラスになりますので改修する費用を補正対応としたものでございます。

委員長) 5クラスが6クラスになったんですね。それが大きいですね。

原田委員) 当初幼稚園の規模がこうだったということが分かっていたら学童保育を小学校に移すという時に、その予算内で予算措置すればよかった話ですね。それを今回クラスが増えたということで教育委員会が負担するわけですね。

教育次長) 月京幼稚園については、新たな月京幼稚園の計画もございまして、後何年後かに建てるのという話もありましたが、やはりクラスが増えなければ教育委員会としてもそのままいくのかと思っていたのですが、クラスが増えて、2クラスで1つのトイレを使っておりましたが、今は1クラスで1つのトイレということで、今後2クラスになった場合、男子のトイレがどうしても足らなくなるので、クラスが増えなければそのままいけたのかとは思いますが、将来的には月京幼稚園も先が見えている施設ですけれども、何とか改修の方はしたいということでお願いしております。

委員長) 国府小学校の学童の整備については、今年予算組みがされていて実施し、完成するわけですが、この前の中学校の体育館の工事の補正の時にも

町議会で色々指摘を受けたわけですが、最初から分かっているのに何故補正するのかなどもきちんと説明できるようにしておかないといけないように思います。一番大きいのは月京幼稚園のクラスが一つ増えたということが予想できなかったということだと思います。

原田委員) 過去には6クラスの時もあったわけですね。ですから年度によって増えたり減ったりしますから、しっかりした見込みを立ててもらいたいと思います。

清田委員) 国府の学童は4月から新しい施設に入れるのですか。まだ決まっていないのですか。

教育次長) 国府小学校の敷地内に新たに作っておりますので、それが2月に完成して3月23日に開所開きということで、それとの工程とこの工事の関係があるのですが、補正予算が通りましたら学童が使いながらでも工事ができるということです。学童の引越しは3月下旬頃になるかと思えます。

清田委員) 中学校の部活動の補助金のことですが、これは大変嬉しいこととは思いますが、来年度はこういう補正ではなくていけるということによろしいでしょうか。

教育次長) 部活動の補助金につきましては、これで3回目の補正ということで、補正のたびに議会の方からもご意見をいただいております。来年度は200万円ということで、約100万円程度の増額をさせていただいております。今年今回の補正を含めまして全体で200万円少しということになっておりますので、来年度は大体収まるのかと思っております。本当は補正をするくらいの方がいいのかと思っておりますが、今年は補正額だけで103万円ということになっておりまして、全体で約210万円になりますので、約200万円の予算を要求しておりますので、これで来年度は立て替えなく保護者の方には出せるのかと思っております。

原田委員) 200万円で収まればということなのですが、願わくば町内の子どもたちにはもっともっと活発にやって頂いて、200万円では足りないから少し補正でお願いしようかというような状況になってもらいたいと思います。

委員長) それでは、議案第13号について採決に入ります。ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) 議案第13号については、原案どおり承認いたします。

#### 議案第14号 平成19年度児童生徒文化・スポーツ優秀者(団体)表彰の被表彰者の決定について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

教育指導担当主幹) 平成19年度児童生徒文化・スポーツ優秀者(団体)表彰の被表

彰者の決定」につきまして、補足説明をさせていただきます。

去る1月28日、表彰選考委員会での審議を通して、別紙1ページから9ページに示させていただきました個人・団体が、被表彰者として選考されました。

別紙をご覧ください。大磯小学校は文化の部で個人6名、国府小学校では文化の部で3名が選考されております。

大磯中学校では文化の部で個人2名、スポーツの部で個人5名、団体4団体が選考されております。ただし、この4団体につきましては重複がございますので、実質は2団体でございます。

国府中学校では、文化の部の対象者が今回はおりませんでした。スポーツの部で個人12名、団体9団体が選考されております。ただし、個人・団体とも重複がございますので実質個人8名、団体3団体となっております。

なお、議案書の別紙に見られます、下線や※マークの表記でございますが、下線は同じ学校に在籍中の過去に表彰を受けた個人・団体を示し、※マークは、今回の選考で重複して選考された個人・団体を示しております。

説明資料の2ページに、被表彰者数の内訳の資料を綴じさせていただいておりますので、ご参照いただければと存じます。

2箇所、訂正をお願いいたします。個人団体の欄に重複というマークがございますが、一番上の※マークに下の2箇所の\*マークを※マークに訂正していただきたいと存じます。

欄外の※6は、個人と団体の両方で表彰される生徒が6名、つまり重複する生徒が6名いるということを表しております。

つまり、平成19年度の総表彰者数は116名になりますが、重複が32名おりますので、被表彰者は、全員で84名ということになります。

重複して選考された個人・団体の各児童生徒に対しましては、記念品は一つだけ授与することとなっております。また、文化・スポーツとも、同じ学校に在籍中の過去に表彰を受けた個人・団体の各児童生徒に対しましては、特別表彰の対象として位置づけ、メダルではなく、盾を授与させていただく予定でございます。

従って、平成19年度のメダル授与者は62名、盾の授与者は22名の予定でございます。

最後になりますが、各学校に於いて行われます表彰式には、それぞれ代表の教育委員さんにご出席をお願いいたします。以上でございます。

(質疑応答)

清田委員) 説明資料の3ページを見ますと、総数が前から比べるとすごく多くなっています。これはみんなが頑張ったからここまでこられたと思っているのですが、私自身としてはスポーツをやっていたので、大いに喜ばしいのですが、文武両道といいますか、スポーツだけではなくて文化の方ももう少しかんばってもらえると嬉しいなという感じがします。

何しろ選考基準が内規で規定され、きちんと選考されていると思います。今年が甘いということではないと思いますので、今年は非常に多いのです

が、本当に喜ばしいことです。また来年頑張っていただけたらと思います。

原田委員) 同じような意味合いなのですが、平成18年度、昨年の定例会での文化関係の表彰者が8名ということで、過去この表にある中で一番落ち込んだ年であったと、今年は少し持ち直した状況なのですね。一方スポーツについてはかなり頑張っていたいて、非常に子どもたちも前向きに取り組んで一生懸命やっているなという状況がこのような結果に表れているのだらうと思います。願わくば予算の時にも申し上げていますが、文化に少し、大磯町の文化、最終的にはそうなるわけですから、そちらの方にも力を入れていける環境づくり、この辺りを関係される皆様のご協力の下にそういったことを進めたいなと思っています。何とか振興していけるような環境づくりを目指せばと思っています。

澤委員) 私もここ何年か委員をやっていて今年が最高的人数でしょうか。それは大変結構だし、余り身体を動かさないような風潮を聞く中で、活発に運動をしているということは大変結構だと思います。またそれが続いているということです。そここのところは大変結構なのですが、良くなると更に欲を出すもので、次には文化ということでした。小学校はスポーツがないようですから、中学校2校の方を見ますと、誰でも気がつきますが、2校ともテニスが圧倒的に多い。これは伝統は伝統で結構ですからそれを継続していただいて、それ以外はといいますと、大磯中学校は違うものが見られるのですが、国府中学校はソフトテニス以外はなく、寂しいのかなという気がします。中学生位ですと周りが一生懸命やっているのと引きずられる部分もあるだらうし、規模の大小によって色々なものができるわけではないという事情があるかとは思いますが、一つのものだけしか関心がいかないことにならないように、数だけではなくて質の面も、またただ単にスポーツだけのスポーツに終らないような雰囲気を作っていくって継続していてももらいたいと思います。これだけの町の中からこれだけの数が出るというのは、神奈川県でも多くはないのではないかと思います。

教育指導担当主幹) 確かにソフトテニスが活躍していますが、国府中学校の陸上ですとか、柔道、卓球等でも大いに活躍していて受賞しております。大磯中学校で言いますとバレーボールですとかスキーとか活躍しているものが出ておりますので、どの部活も頑張っているということです。

澤委員) 毎回この話が出るとこの2年ほど言っているのですが、個人の表彰が増えてきたということで、大変結構だと言わせていただいております。今回も大磯中学校でも、国府の方でもソフトテニスだけに巻き込まれずに自分の能力を出しているということと、これからの時代個人でやっていくことが非常に重要な時期になりますので、スポーツでも個人でも力を出してきたことに対して声援を送ることはとても重要なことだと思います。

教育長) この文化・スポーツ表彰は町の中で、ある一定程度以上大変な活躍をした児童生徒ということで一つ線を引かれています。実はここまでは来ないでも大変多くの児童生徒がそれぞれの大会の主催者から表彰を受けております。

特に中学校で言いますと、学期の終業式或いは始業式の折に表彰の伝達式

というのを行っております。これは校内全体でございます。長い時には1時間近く掛かるという、それ位多くの子どもたちが色々な文化・スポーツの活動の中で表彰を受けております。ここに出ているのは大変成績優秀なごく一部のものでございます。かなりの数の児童生徒がそれぞれの部活動等で日頃一生懸命努力しているそういう姿の一つの現われとしてこういうことになっていると思っております。また文化部の方でも吹奏楽部が両中学校とも頑張っております、もう暫く経つとこの文化・スポーツ表彰の方に載ってくるのではないかと、そういう期待を持っております。本当に多くの子どもたちが日々努力をしている姿がありますということでお伝えしておきたいと思っております。

委員長) この一覧表は大磯町の小中学校の部活動の活発さが表れているのではないかなと思います。受験勉強やら何やらで塾通いの子どもが多い中で部活に精を出すというのは、先生方の負担も大変だろうと思いますが、大いに結構な話で、どんどん拡大していただきたいと思います。

ついでながら大磯中学校・国府中学校の生徒たちのスポーツと文化部の部活動に加入している生徒というのは全校生徒の何割位いるのですか。一昨年聞いたときは64%と聞いたと思うのですが、今現在何%位なのですか。  
教育指導担当主幹) 今、手元に資料がございませんので、割合はお答えできませんが、学年によって違いがあります。当然1年の時には多くて段々減ってくる傾向はありますが、下がってはおりません。かえって上がっている位です。

委員長) 非常に良いことですね。たくましさを感じます。是非一つご指導をお願いします。

原田委員) 国府中学校の陸上競技なのですが、今個人の表彰の1番目に出ている方は中学1年の時からずっと表彰されていて、それぞれの年度で全国大会・関東大会で活躍しているとお聞きするのですが、この方が今中学3年だといいますが、卒業された後は陸上では見るべきものがなくなってしまうというような心配はないのでしょうか。というのはなぜかという、この方がいるからリレー競技でも順位の中に入ってきているのだというように解釈しうる部分もありますが、そういった方がいらっしゃる個人ということではなくて、将来的にもそういう振興を図っていく意味では陸上の選手を育てていくんだということで、教育委員会というか、学校もそうなのですが、取り組んでいただければありがたいと思っております。

教育指導担当主幹) 個人の競技というのは、個人の資質や指導者の力等が関係すると思しますので、またこういう形で出ることもありますので、場合によっては出ないかもしれませんが、みんな頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

教育長) 自分のクラス・教室の中に、机を並べている仲間の中に関東大会に出た仲間がいたり、全国大会に出た仲間がいるということは、これは個人であってもチームであっても大変な、子どもたちにとって励みにもなるだろうし、刺激にもなるわけで、そういうようなことで他の陸上なら陸上だけではなくて、陸上も頑張っているから私たちもというようなそういう意味での連鎖反応も現実でございます。大磯中学校のサッカー一部は県大会出場を果た

しましたし、先程申し上げました吹奏楽の方も県大会で金賞を受賞しまして、金賞にも2種類ありまして、上の大会に出られない金賞でしたが、そういう意味では大変刺激を受け、また励みにもなっているというようなことで、今後益々頑張ってもらいたいと思います。

委員長) それでは、議案第14号について採決に入ります。ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) 議案第14号については、原案どおり承認いたします。

### 協議事項第1号 平成20年度大磯町教育委員会基本方針(案)について

学校教育課長) 「平成20年度教育委員会基本方針(案)」について補足説明をさせていただきます。

全体的には、前文、基本方針は平成19年度の基本方針を踏襲し、重点施策については、今年度の施策を具体的に記述しました。また、従来から引き続き実施する施策については、表現をより分かりやすくしました。

資料をご覧ください。前文ですが、2行目で「教育三法が改正され、教育委員会制度の改革が求められている」との現状を書きました。その他の部分は変えず、前文全体としては昨年度を踏襲しています。

次の段の「学校教育の基本方針」と「目標」については、昨年と同様です。

重点施策についてですが、1の幼稚園教育では、(1)の預かり保育は昨年度から引き続いて実施するもので、昨年度と同様です。(2)については、学習指導要領・教育要領の改訂が予定されていますので、それに対応する準備を進めることを表しています。今年度追加した項目です。これは、幼稚園、小・中学校とも共通です。(3)の「教育支援員の配置」及び(4)の「地域との連携を図ること」については、従来、小・中学校には書かれていた項目ですが、幼稚園の中に追加して明記しました。(5)と(6)については、今年度の幼稚園施設整備の事業です。(7)については、従来の表現をより具体的にしました。

次に、重点施策の2 小・中学校については、(1)は昨年度と同様です。

(2)は今年度の新規事業である「35人学級編制」を加えました。(3)も今年度の新規事業で、「小・中連携の研究」をすることを書きました。

(4)は、分かりやすく、文言を整理しました。(5)についても新規事業ですが、趣旨は幼稚園と同様です。

(6)は昨年度と同様で、(7)(8)については、昨年度と同様ですが、文言を整理しました。

(9)については、今年度の中学校の施設整備事業を具体的に書きました。

重点施策の3 教育研究所については、4項目ともに昨年度と同様ですが、(2)の中で「社会科副読本の改訂」は昨年度終了したので、その部分を

削除しました。また（３）の文章をより分かりやすくするため、文言を整理いたしました。前文及び学校教育関係は以上です。

生涯学習課長） ３ページ、生涯学習の基本方針の部分をご覧ください。基本方針及び目標の部分につきましては、多少、言い回し等の修正をいたしましたが、おおむね昨年度と同様になってございます。

次の重点施策の部分について説明させていただきます。平成２０年度は、１１項目を掲げさせていただいております。

２０年度は、いくつかの新規事業があるため、昨年度より変更しております。まず、１点目につきましては、新規事業になりますが、放課後子ども教室開催事業で、児童の安全な居場所づくりを確保しつつ、異世代や地域との交流を図り、児童が様々な体験をしながら、心豊かな子どもを育てることを目標に、平成２０年９月から大磯、国府小学校、両校同時スタートで実施していきたいと考えております。

２点目につきましては、予算的な措置はございませんが、第四次総合計画の前期基本計画にも位置付けております生涯学習に関する専門的な知識、資格、技術等を持った人材を広く紹介する「大磯町生涯学習人材登録制度」を新たに導入し、これによりまして、町民の生涯学習における主体的な活動を支援していきたいと考えております。

３点目、続きまして新規事業になります。国のまちづくり交付金を活用いたしまして、生涯学習館駐車場の舗装等の整備を行い、また、室内に可動式の間仕切りを設置し、多くの方に利用していただき、利用者の利便性を図っていきたいと考えております。さらに、この整備に伴い併せて、月曜日開館の拡充、館の有料化に向け、研究、検討していきます。

続きまして、４点目は、文化祭の開催でございます。２０年度につきましては、滄浪閣の使用ができなくなるため、保健センターを中心とした公共施設等を利用する分散型での開催を考えております。

５点目については、人権教育の関係で、引き続き、人権教育講演会等を開催するとともに啓発活動も併せて推進していきたいと考えております。

６点目につきましては、新規事業となります。本事業もまちづくり交付金を受け、西部地区１２箇所の指定文化財について、観光色を出した案内板を設置し、文化財の周知を図ります。

７点目も予算的な措置はございませんが、国登録文化財の関係になります。今年度、町内に所在する歴史的な建造物の調査を行っており、この調査結果から、国登録有形文化財建造物への候補を抽出し、その登録に向け、支援していきたいと考えております。

８点目からは、スポーツ関係になります。まず、大磯町体育協会、大磯町体育指導委員等のスポーツ団体と引き続き協力、連携等を図り、地域スポーツの振興、普及に努めていきます。

続きまして、９点目につきましては、チャレンジフェスティバルの関係でございます。気軽にスポーツ、イベントに参加し、健康づくり、体力づくりに取り組めるよう、メニューの見直しを図りながら、引き続き開催していきたいと思っております。

10点目については、スポーツ活動の場の提供を図るため、夜間照明施設の利用の拡充等、施設開放の充実に努めます。

最後になりますが、生沢プールにつきましては、老朽化等による施設改修、高圧線下での利用者の安全性の問題などから20年度より休止といたします。新たなプールの整備については、庁内で検討委員会を設置し、そのなかで研究、検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

郷土資料館長) 続きまして、郷土資料館の基本方針になります。基本方針、目的については、昨年度と変わっておりません。

郷土資料館の重点施策につきましては、まず、1点目で、引き続き木造神像の保存処理を行い、隔年で実施しております御船祭り用の船の解体、組立てを行います。

2点目につきましても、隔年で実施しております「燻蒸の処理」を行い、館内にある資料保存の充実に努めてまいります。

3点目につきましては、郷土資料館が昭和63年に開館し、20年目を迎えます。

これを記念いたしまして、過去の寄贈品などの資料を中心とした特別展示を開催したいと考えております。

最後、基本方針にはありませんが、資料館のホームページに「大磯町郷土資料館ノート」をブログで貼りつけまして、館の活動状況などの情報を昨年11月より発信をいたしました。今後、館の直近の活動状況等を随時更新していき、その充実に努めていきたいと思っております。以上でございます。

図書館長) 初めに基本方針ですが、従前との変更点がございます。以前は、単に生涯学習施設という言葉で冒頭記載しておりましたが、内容が曖昧でしたので、図書館の果たす役割を簡単ですが、内容に追加しました。図書館に来館される方は、一人一人が色々な気持ちで資料を求めに来ます。その需要に応じて資料等の提供が必要ですので、そのあたりを極簡単に集約して記載しました。

次に目標ですが、2番目を従来と若干変更しております。以前は、ボランティアの養成を図り、とありましたが、全体的な目標ですので、ボランティアだけでなく、町民との協働が必要ですので、その点を前面に出しまして、ボランティアの養成関係につきましては重点施策として推進することとしました。

目標の3番目ですが、以前は、資料の収集・組織化とありましたが、組織化という言葉が、少しわかりにくいので平板化しました。

それでは、重点施策について説明いたします。これにつきましても以前との変更点がございます。以前は1番目に資料提供の充実云々の文言がありましたが、図書館の基本となる資料の収集・整理は、図書館として至極当然のことですので、重点施策もさることながら、これは基本方針であり目標ではないか、ということで施策からは、削りまして、基本方針と目標の中に意味を込めました。なお20年度資料購入予算としては、例年なみに措置をしております。

それでは、1番目でございますが、図書館の役割として誰にでも等しくサ

一ビスの提供を行なうことが必要ですので、その体制の維持を今後も行なうものでございます。

2番目でございますが、図書館のメディアによる情報提供の一環として、教養・知識・感性の効用を図る手段としてこれらのイベントを継続して実施するとともに、生涯学習のきっかけとして提供するものでございます。

3番目でございますが、20年度におきまして、19年度までの集会事業のうちの一部とブックスタート事業を統合しまして、あらたに図書館・地域・学校・家庭等が協働して子どもが自主的に読書に親しむことのできる環境を整備するものでございます。予算的には「子ども読書推進事業」として措置してございます。

4番目でございますが、本図書館の事業運営につきましては、ボランティアとの連携により成り立っているところが多分にあります。また先程申しましたように、20年度より子ども読書推進事業も展開することなどもございますので、より連携を深めるためにも、重点施策としたものでございます。

5番目の町史関係でございますが、20年度におきまして、一旦、町史の編さん・刊行を終了することとなっております。刊行を予定するものとしては、記載のダイジェスト版や資料の所在目録でございますが、同時に終了後の資料の整理を進めるとともに、その活用を検討していくものでございます。

(質疑応答)

清田委員) まずは学校教育の基本方針の方なのですが、新しい指導要領が出るということで、23年度から実施ということですが、それまでのことなのですが、私たちの方には詳しいことが説明されていませんけれども、しっかり準備して、落ちがないようにしていかなないと、23年度で混乱が起きてしまうということになります。この辺のことは明記されていますが、是非近いうちにやっていかなければいけないと思っております。学校教育の基本方針の中に「確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成」とありますけれども、それと共にこちらの方も落ちのないように取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

原田委員) ただ今の清田委員の発言に関連してということでございますが、平成20年度は小学校におきましては、教科書の採択の年になります。そういうような中で新指導要領の移行期間に入っていくと思っておりますが、その小学校の教科書を現行のものの中で採択していくことになろうかと思うのですが、そういったことに関して新指導要領の部分をどこまで考えて、どういう教育方針で移行期間をやっていくのか、この辺りも合わせて考えていく必要があるのではなかろうかと思うわけです。

教育指導担当主幹) 平成20年度につきましては、現行の指導要領に基づいて行うということになっております。20年度は周知期間ということで、実際8月に指導主事を集めて説明がある予定です。9月に入りましてから各学校の校長・教員を集めて説明会がある予定になっておりまして、それを受けて

進める形になります。21年度から移行措置ということで指導内容が多少変わってくるような形の移行措置があります。指導要領の改善につきましてもそうですが、そういう形で行われまして、23年度から新指導要領によってやっていきます。

教科書の問題につきましては、新指導要領の検定本が実際出ておりませんので、現行の形のもので採択していきたいと思います。

委員長) 先日、朝日新聞15日付にこと細かく解説版が出ていましたが、ああいう解説小冊子というのは用意されるのですか。8月9月の研修会までにはあるのでしょうか、その前にどういうふうの中身が変わるものなのかどうか分かるものは出るのですか。

教育長) 今委員長のお話のものは、学習指導要領の案でございます。3月中旬にかけて約1ヵ月ですが、ホームページ上に掲載しまして、パブリックコメントをする。3月の中旬約1ヵ月、3月15日までと言われておりますが、新しい指導要領が告示されます。段取りとしてはそういう段取りだと思います。ですからこの間新聞報道されたものがパブリックコメントのための一つの案として出されたものでございます。今後周知をしていく、また学校現場等への部分につきましては、竹内主幹の話のとおりでございますが、今後また機会があるごとに、先程清田委員のお話にもございましたが、新しい学習指導要領の趣旨の徹底、内容の理解などを各学校校内できちんとした委員会を設けていただいて、その中で全体として学習を深めていくというようなことを今後学校の方へお願いしていく予定でございます。

なお、幼稚園につきましては新教育要領が告示されて、移行期間無しで、平成21年度から実施ということになりますので、20年度1年間かけて準備していきます。

小学校につきましては、先程来お話がありましたように平成23年度、中学校については、平成24年度から新しい学習指導要領に則っての教育課程編成と実施となりますので、その間、原田委員からもお話がありました教科書の問題も採択の関係もございます。ここ2・3年23年までの間に色々な意味での新しい学習指導要領に対応する様々な動きがございますので、それらをしっかり把握をして幼稚園・小中学校の方へ周知していきたいと思っております。

委員長) 今の話の中で、新幼稚園教育要領というのが初めて出てきましたが、これは小中学校の指導要領の改訂とは別の歩調なのですか。同じ歩調ではないのですね。今の話では、もう既に案から原案ができていますね。

教育長) 中教審が幼稚園教育要領も含めて審議をしております。先般2月17日だったと思いますが。幼稚園・小学校・中学校・高等学校並びに特別支援学校に関する教育要領或いは学習指導要領の改善について答申が出されました。ですから検討は幼稚園も含めて同時に行われます。

幼稚園につきましては、移行期間を特に設けずに平成21年度に実施しますということでございます。

原田委員) 小学校が23年度ということでございますので、それに向けて年間授業時数を徐々に増やしていくというような格好になるのかというイメージなの

ですが、現在の小学校の教科書の採択と関連していくのですが、その授業時数が増えるに当たっては、今ある教科書は現在の授業時数に合わせたものと考えますと、その間というのは教科書が完全に入れ替わるのが23年度ということですが、副読本とかそういうものが増えていくのでしょうか。

教育指導担当主幹) まだ詳しいことは分からないのですが、時間数に関しましては、当然、新指導要領が出るまでは現行の形になると思いますけれども、前の経験から言うと、通知が来ますのでそれを受けて指導は行われます。

委員長) 学習指導要領については別途日を改めて議論したいと思いますので、今日はこの教育基本方針を次回付議しなければいけませんので、これに絞ってお願いしたいと思います。

清田委員) 研究所だよりの中で、8月に元文部省の方がラディアンで講演されるということですので、そこでも色々な情報が得られると思います。

澤委員) どうしてもこれからのことに関心がいつてしまって、学習指導要領の改訂とか、国のこれからの方針とかにいつてしまうのですが、今町の教育委員会の基本方針に戻って見てみますと、その辺のことが一番頭のところに「教育三法が改正され、教育委員会制度の改革が求められています。」ということを含めて頭に載せたのだと思うのですが、「求められています」という何か非常に第三者的な言い方なのですが、これ自体は結構なのですが、これは当教育委員会の方針ですから、これを受けてどうするのか、どうしようとしているのか何か一言が足りない気がいたします。そして具体的に一番なのは、教育指導要領など何かちょっと分かりやすいような形で、どうしても今まで出来ている物に継ぎ足そうとするので、幼稚園や小中のところに指導要領のということを書いているのですが、何かこのような大きく変わる時には、それにどう対応していこうとするかというのが、どこかに書いた方が分かり易いかなと、学校教育の関係のところでは思います。頭は全体なのですが、ここでもいいかもしれませんし、どこか学校教育の基本方針のところ少し分かり易いように継ぎ足すのでしょうか。

学習指導要領についてはこれからスケジュールのこともよく伺って、我々もよく勉強しなければいけないのかもしれませんが、折角年度の頭に方針を述べ、これを基に計画を立てて、これからは年度末に実施がどれだけ出来たかという自己評価をやらなければいけない方向のようですから、その時に評定するからには何を評定するかというのは、評定すべき項目がこの中に上がっているという形にするのかですね。この方針の利用の仕方というものも今後どうなっていくのかということもあるかと思えます。なるべく共通な資料として使っていけるようにするのならば、今後はその形にもっていった方がいいかなと思います。幾つもの資料が出来るとも委員会として共通なものをドンと示し、それから具体的に降ろしていくのが良いと思います。その時には、もう一度これを見直すことになるのかもしれませんが位置づけについてですね。それは重要な仕事だと思いますけれども、その点をおきますと、この数年間の私の経験からの感想といたしましては、今までよりもそれぞれの部署の方が、自分の担当事務、それから課題というものを大分よく消化された上で文言化されておられるかなという

印象は持っております。今までは何となく書いてあるという感じだったのですが、今後はどういう形に持っていくか、厳しい評価ということに繋がっていくと思いますので、出したものを自分たちで利用しやすい形にもっていくことを考えていただきたいと思います。

委員長) 私は澤委員のご意見に賛同します。ですから条文前文の「教育委員会は」と最後の2行があります。そのところに教育委員会は町民の皆様と共に、新学習指導要領も改訂される運びとなりますので一言入れて、これからもやっぱり勉強していかなければいけない段階ですから、具体的な行動基準は明確には中々打ち出せないと思うけれど、案が提示されているわけですから、それに則りとか、それに理解を深め課題を解決するため努力してまいります位は入れたいなと思います。

教育次長) 指導要領の部分も大事な部分で、事務局の方でも目標の中にも入れるという話もありましたが、如何せん先程教育長の方からのスケジュールからしますと、今の段階ですとまだ案の段階で、それが確定したところで初めて基本方針とか目標も再度見直すのかなということで、今年度についてはその動向を見るということで、重点の中でも指導要領の実施に向け準備ということで、ここまでに表現をさせていただいたということで、前文の教育三法の改正については、ご指摘のとおりもう少し肉付けをした表現をしていきたいと考えております。

委員長) 澤委員のご意見は、大磯町教育委員会は先駆けとして、事前にそれを取り組むという姿勢を示されたら如何かというご意見ではないかと理解しておりましたが、検討願います。

教育次長) もう一つ評価の関係につきまして、法律が変わりまして、教育委員会についても評価していこうというような法律改正がありました。その辺を受けまして、先程ご指摘がございましたようにある程度意識して教育方針を作りましたので、それでより具体的な重点施策については、より具体的に表現させて頂いて、これが1年間でどうなったのかというような評価基準にしていきたいと、これを基にして色々な事業目標ですとか、そういったものを20年度の教育委員会の事業目標として立ててそれでそれについてどうだったのかというような評価の指針にしたいというような意味合いも考えております。

澤委員) そうしますと20年度でこれを改定する予定ですか。それとも来年度に変えるのですか。国の方の方針が案ではなくて、出たらとおっしゃったのでお聞きします。

教育長) 19年度末、3月の中旬に新しい学習指導要領が告示される予定でございます。国の方も20年度については、その内容等の周知期間というような位置付けでございまして、先程、竹内主幹の話のとおり20年8月以降に国から各都道府県への説明会、それを受けて各都道府県は県内の市町村への説明会を行い、9月以降になるとと思いますが、各市町村の教育委員会から各学校へ、或いはこの辺りでは中地区全体で、平塚・秦野・伊勢原・大磯・二宮全体での説明会等、1年かけてじっくり周知していくという、そして21年度・22年度に移行期間を設けて、先取りしていかなければな

らないものはどういうものですかとか、これはもうこの後やりませんから、指導する必要がありませんからやらなくていいですよ。そういったものの整理をしながら、21年度・22年度に移行して、小学校ですけれども23年度に完全実施ということでございます。従いまして、内容的に20年度指導する内容等が変わるわけではございませんので、こういう表現になっております。ただ例えばですけれども、新しい学習指導要領の考え方として、現行の生きる力を育成するというものは、そのまま継承しますという方針が出ておりますので、19年度と20年度とで変わることはありませんし、ただ表現力とか判断力とかいった活用する力については、現行の授業の中で工夫して進めてくださいとか、或いは道德教育ですとか特別活動等を充実してくださいということについては現行の学習指導要領の中で十分対応できるであろうから趣旨を活かすという意味でございます。

そういったようなことの中でございますので、今年度の文言、この基本方針や重点施策等の文言については、このようにとどめさせていただいたという経過がございます。

委員長) 幼稚園では預かり保育、それから小学校では35人学級、それから生涯学習の方では放課後子どもプランの実施段階に入ってきていますので、非常に重要な平成20年度だと思えます。まだまだ協議時間が足りないかと思いますが、また1ヵ月かけて来月の定例会に付議するというものですから、別途来月の定例会の前に時間を取りましようか。是非、各委員のご意見もそうでありますので、別途定例会の前に日取りを決めて、この案件について協議を重ねてまいりたいと思えます。それを踏まえて本日はこれで協議を終了いたします。

ただ今平成20年度大磯町教育委員会基本方針(案)について協議を重ねていただきましたが、まだまだ不十分ということで時間を頂戴して、来月次回の定例会までに間に合わせるべく別途日を決めて、事務局の方で日取りの調整をよろしく願いいたします。

## その他

生涯学習課長) 1点報告がございます。先般、1月24日、午後1時30分から、議会の福祉文教常任委員会の視察に随行し、東京の渋谷区立西原小学校の放課後子どもプラン・放課後子ども教室の実施について、先進地視察を行いました。

当日は、常任委員会の委員7名、随行として議会事務局2名、教育委員会から3名が参加し、渋谷区教育委員会から説明を受けました。

内容については、以前から、直営での学童保育(無料)を行っていましたが、全区で100名ほどの待機児童がおり、その解消と安全性や利便性から「すべての子どもに豊かな放課後」を提供するため、平成17年9月から全児童を対象に、従来からの学童保育と一体化した現行制度に移行して実施しております。

平成19年度には渋谷区全20校で実施し、本年3月には、全ての単独での学童を廃止する予定となっており、現在は、小学校内での学校施設を活用し「放課後クラブ」という名称で運営しており、国が示す「放課後子どもプラン」となっております。

目的としては、児童育成の充実のため、スポーツ活動、学習を行うとともに異年齢交流、地域との交流を提供し、社会性と自立心を養い、また、子育て支援の充実のため、必要なときに活動ができる場を確保し、安心して子どもを育てることができる子育て支援を行うことを、それぞれ目標としています。

渋谷区では、教育委員会が総括運営を行い、20校すべてで、実際の運営を民間での委託で行っております。参加するにあたっては、登録制をとっており、A会員とB会員と2つに分かれていて、A会員は学校運営日の月から金の放課後から午後5時までで、B会員は、これが旧学童保育の児童となり、年末・年始を除く毎日の午後6時まで利用できるようになっております。

活動場所は、小学校内に単独の専用として「放課後クラブ室」があり、ここを拠点として、校庭、体育館、特別教室等を有効利用しております。

この小学校での登録児童数は、全児童に対し、68%が登録しており、平日平均利用者は、56人で、このうち半数以上、旧学童の児童ということでありました。

その他、質疑応答のなかで、保護者、教員、施設開放の方の理解を得るために説明会を多数開催、経費は渋谷区全20校で3億8千万円を投じている、参加者の割合が全体の70%を1年生から3年生が占めているなど、質問に対して説明がありました。

説明のあと、実際の放課後クラブ室での児童と指導員との活動状況を見させていただきました。

視察を終え、渋谷区では、経費的に一校あたり2千万程度投入していますが、国が示す目的にあった、理想的な一体型の「放課後子どもプラン」で、民間活用での業務の効率化等、今後、大磯町が実施するにあたって、将来的な運営方法等も含め十分に参考となる事案であったと思っております。

以上が視察を行った概要でございます。なお、お手元に資料を提示させていただきましたので、後ほどご覧いただければと思います。

教育次長) 次回開催の平成19年度第12回については、3月26日、水曜日、時間は9時30分、場所は大磯町役場4階第1会議室で行います。来年度につきましては、この後の事務連絡調整会議で案をお示ししますので、ご協議いただきたいと思います。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 20 年 3 月 26 日

委 員 長 \_\_\_\_\_

委員長職務代理者 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_